

年金記録問題への取組の状況について(平成21年11月19日現在、速報値)

項目		細項目	直近数値	集計時点	前回比	前回集計時点	備考
1	ねんきん特別便 〔本年3月までに受け付けた「訂正あり」回答のうち「調査中」件数〕	地方庁分	41万件	21年11月6日 (累計)	－5万件	21年10月末	
		業務センター分(※2)	113万件		－10万件		
	〔本年4月以降に受け付けた「訂正あり」回答のうち「調査中」件数〕	地方庁分	28万件	21年10月末 (累計)	＋1万件	21年9月末	本年3月まで受付分の処理が概ね完了する12月から週次集計とする。
		業務センター分(※2)	18万件	21年11月6日(累計)	0万件	21年10月末	
	(未回答)(※3)	受給者分	517万件	21年10月末 (累計)	－4万件	21年9月末	回答は3,166万件。
		加入者分	2,108万件		－56万件		回答は4,837万件。
2	5000万件の未統合記録(※3)	18年6月以降の統合数(全体)	1,298万件	21年10月30日 (累計)	＋24万件	21年10月15日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,797万件。
		厚年／国年	1,043万件／255万件		＋20万件／＋4万件		
		男／女	595万件／703万件		＋7万件／＋17万件		
		60歳以上／未満(18年6月時点の年齢)	331万件／937万件		＋5万件／＋19万件		
3	再裁定申出の業務センターへの進達	平均処理期間	0.6か月	21年11月6日	－0.2か月	21年10月末	
		進達に至っていない申出件数	2.7万件		＋0.1万件		
4	再裁定	平均処理期間	2.8か月	21年9月末 (10月15日支払分)	－0.4か月	21年8月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
		未処理件数	22.8万件		－6.0万件		
5	時効特例給付	平均処理期間	2.7か月	21年9月末 (10月15日支払分)	0.0か月	21年8月末	
		未処理件数	27.1万件		＋0.5万件		
6	記録訂正による年金額(年額)の増額(※4)	件数	9.1千件	21年10月第4週分	8.3千件	21年10月第3週分	(20年5月以降の累計) 84万件
		年金額増額の総額(概算値)	4.7億円		4.2億円		462億円
7	コールセンター	応答率	96.5%	21年11月第1週分	96.8%	21年10月第5週分	
		応答呼数／総呼数	4.9万件／5.1万件		6.3万件／6.5万件		
8	社会保険事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える社会保険事務所数(全国312事務所)	2日(月):3事務所 4日(水):1事務所 5日(木):0事務所 6日(金):0事務所	21年11月第1週分	26日(月):0事務所 27日(火):1事務所 28日(水):0事務所 29日(木):0事務所 30日(金):0事務所	21年10月第5週分	
9	標準報酬等の遡及訂正事案	社会保険事務所段階における記録訂正事案数	586件	21年11月6日 (累計)	＋6件	21年10月30日	
		うち2万件の戸別訪問対象事案数	500件		＋5件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 今回は11月12日現在版と同じ数値であるが、次回以降週次集計とする。

(※4) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.2万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。